

従業員育成に「教育訓練給付金制度」を活用しませんか？



受講費をサポートして貰えるなんてありがたいですね！誰でも給付金を受けられるんですか？



そうなんです。自分が受けたい講座が見つかったら、いつでも受講できるんですか？



それじゃあ、募集のタイミングはどうやって知ることができるんですか？

そうなんです！対象の方は是非活用して頂きたい制度です。

ただ、支給要件があるのでご注意ください。

- ・在職中の方で、初めて教育訓練給付金を受給する場合は1年以上の雇用保険の加入期間(前職と現職の通算でも可)が必要です。
- ・既に教育訓練給付を受けた事がある方は、前回の受講開始日以降、雇用保険の加入期間が3年以上必要です。

このように細かい要件があるので、支給対象か不明な場合はご本人からハローワークに確認する必要があります。

いえ、募集のタイミングは講座を開講する学校によって異なります。募集のタイミングで応募をする必要があります。

教育訓練給付制度はハローワークが管轄しているので、従業員が直接ハローワークに聞きに行く事もできます。もちろん知りたい講座があれば、弊社で募集タイミングをお調べし、お伝えする事も可能ですのでお気軽に仰ってくださいね！



Career-Now



Career-Now



Career-Now

<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/SCM/SCM101Scr02X/SCM101Scr02XInit.form>

「教育訓練給付制度検索システム」はインターネットで誰でも検索できます。制度は変更される場合がございます。最新の情報はキャリアコンサルタントにご確認ください。

Career-Nowでは訓練対応キャリアコンサルタントが、従業員のポテンシャルを引き出す面談を行い、ジョブカード作成支援いたします。お気軽にご相談ください。